

令和2年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	3月9日 午前10時15分		
	散 会	3月9日 午後2時12分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	上 原 祐 希	3	與那嶺 透
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

令和2年3月9日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		教育長諸般の報告	
6		村長の施政方針	
7	議案第2号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第3号	今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第4号	今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第5号	今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について	説 明
11	議案第6号	令和2年度今帰仁村一般会計予算について	説 明
12	議案第7号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	説 明
13	議案第8号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	説 明
14	議案第9号	令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について	説 明
15	議案第10号	令和元年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について	説 明
16	議案第11号	令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	説 明
17	議案第12号	令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について	説 明
18	議案第13号	令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について	説 明
19	報告第2号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について	報 告
20		予算審査特別委員会の設置・付託	
21		現場踏査	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第1回今帰仁村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時15分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 上原祐希議員及び3番 與那嶺 透議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月25日までの17日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

12月 3日 北部市町村議会議長会第3回定例総会が開催されました。

9日 「酒田市少年の翼」引率者歓迎会が開催されました。

11日 北部地区商工会協議会忘年会に参加しました。

21日 今帰仁村社会福祉協議会第7回はっぴーくりすます会が開催されました。

23日 今帰仁村民生委員・児童委員「感謝状伝達表彰式」並びに「感謝の集い」が開催されました。

1月 4日 令和2年今帰仁村成人式・新年村民の集いが開催されました。

5日 第42回今帰仁村新春ロードレース大会が開催されました。

6日 本部警察署新年会に参加しました。

9日 今帰仁村、本部町、伊江村3町村による2021クルーズ船受入対応に向けた情報共有、意見交換会が開催されました。

10日 令和2年消防出初式が行われました。

〃 北部市町村議会議長会において「北部基幹病院に関する修正案の説明及び意見交換」が開催されました。

14日 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との「新年会」に参加しました。

- 1月 31日 和泊町・知名町両町と今帰仁村との友好都市締結調印式及び祝賀会が開催されました。
- 2月 1日 第13回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーが開催されました。
- 4日 令和元年度北部振興会第1回総会が開催されました。
- 〃 北部振興会「やんばる産学官連携シンポジウム」が開催されました。
- 5日 第30回今帰仁村「ふれあい少年の翼」出発式が行われました。
- 〃 北部市町村議会議長会臨時総会が開催されました。
- 13日 北部市町村議会から沖縄県知事並びに沖縄県議会議長会へ「北部地域基幹病院整備に関する意見書」を手交しました。
- 18日 沖縄県町村議会議長会第49回定期総会が開催されました。
- 20日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会（南風原町）が行われました。
- 27日 北部広域市町村圏事務組合議会第55回定例会が開催されました。
- 28日 第10回古宇利島マジックアワーRUN i n 今帰仁村第2回実行委員会が開催されました。

○ 座間味 薫 議長 日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 皆さんおはようございます。行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほど、お目通しください。朗読は省略いたします。

- 12月 3～4日 第53回今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会を開催しました。
- 4日 沖縄北部森林組合第3回理事会が開催されました。
- 5日 今帰仁村区長会と村役場課長会（3役を含む）との意見交換会を開催しました。
- 〃 北部老人福祉施設職員情報交換会及び懇親会が開催されました。
- 8日 沖縄県保健医療部との意見交換会が開催されました。
- 〃 北部市町村会負担金・補助金審議委員会及び総会が開催されました。
- 9日 「酒田市少年の翼」引率者歓迎会が開催されました。
- 11日 北部地区商工会協議会忘年会に参加しました。
- 13日 第14回今帰仁村・やんばる和牛改良組合合同子牛共進会が開催されました。
- 15日 第37回各字対抗少年駅伝競走大会が開催されました。
- 20日 本部警察署忘年会に参加しました。
- 21日 内閣官房長官と北部12市町村長との懇談会が開催されました。
- 23日 今帰仁村キャッシュレス推進連携協定を締結しました。
- 〃 今帰仁村民生委員・児童委員「感謝状伝達表彰式」並びに「感謝の集い」を開催しました。
- 〃 今帰仁村民泊忘年会に参加しました。
- 24日 令和元年年末年始の交通安全県民運動及び総合警戒運動合同出発式を開催しました。
- 26日 ふるさとチョイス大感謝祭2019参加者反省会が行われました。
- 〃 第13回今帰仁グスク桜まつり第2回実行委員会を開催しました。
- 1月 4日 令和2年今帰仁村成人式・新年村民の集いを開催しました。

- 1月 5日 第16回今帰仁村民新春歩け歩け大会を開催しました。
- 〃 第42回今帰仁村新春ロードレース大会が開催されました。
- 6日 本部警察署新年会に参加しました。
- 8日 内閣府の沖縄振興計画に関する総点検に係る説明会が開催されました。
- 〃 沖縄県町村会「市町村長研修会」並びに「令和2年年始会」が開催されました。
- 10日 令和2年消防出初式を行いました。
- 〃 今帰仁村民児協新年会に参加しました。
- 14日 北部市町村会総会及び北部基幹病院に関する意見交換会が開催されました。
- 〃 国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との「新年会」に参加しました。
- 16日 今帰仁家畜市場初セリ式典が開催されました。
- 22日 知名町・和泊町との友好都市締結記念講演会を開催しました。
- 24日 第27回沖縄県高等学校新人駅伝競走大会が開催されました。
- 〃 今帰仁村和牛改良組合新年会に参加しました。
- 28日 今帰仁村農作物ブランディング講演会を開催しました。
- 30日 沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が開催されました。
- 31日 和泊町・知名町両町と今帰仁村との友好都市締結調印式及び祝賀会を開催しました。
- 2月 1日 第13回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。
- 〃 今帰仁郷友会新年会が開催されました。
- 4日 北部振興会第1回総会が開催されました。
- 〃 北部振興会「やんばる産学官連携シンポジウム」が開催されました。
- 〃 北部基幹病院に関する会議が開催されました。
- 5日 第30回今帰仁村「ふれあい少年の翼」出発式が行われました。
- 〃 沖縄振興特別推進交付金特別枠事業評議会が開催されました。
- 8日 社会福祉法人温和会まほろば保育園「保育・食育まつり」が開催されました。
- 12日 令和2年度沖縄振興特別推進市町村交付金事業計画の作成に向けた意見交換会が開催されました。
- 13日 北部市町村会から沖縄県知事並びに沖縄県議会議長へ「北部地域基幹病院整備に関する意見書」を手交しました。
- 14日 国民健康保険料（税）の統一に係る市町村勉強会が開催されました。
- 〃 北部広域市町村圏事務組合第5回理事会が開催されました。
- 〃 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会が開催されました。
- 〃 名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会第1回総会が開催されました。
- 〃 北部市町村会総会が開催されました。
- 15～16日 第9回沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。
- 18日 本部地区安全なまちづくり推進協議会「適正飲酒推進優良事業者認定証交付式」を行い

ました。

2月 20日 沖縄県国民健康保険団体連合会第2回通常総会が開催されました。

〃 第142回沖縄県町村土地開発公社理事会が開催されました。

〃 第190回沖縄県町村会定期総会が開催されました。

25日 伊平屋村・伊是名村・今帰仁村三村交流事業第2回実行委員会を開催しました。

27日 国民健康保険運営協議会を開催しました。

28日 第10回古宇利島マジックアワーRUN i n今帰仁村第2回実行委員会を開催しました。

○ **座間味 薫 議長** 日程第5. 「教育長諸般の報告」を行います。これを許します。玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** おはようございます。教育長諸般の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による「平成30年度分教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

○ **座間味 薫 議長** 日程第6. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせます。喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 令和2年度施政方針。

はじめに

令和2年第1回今帰仁村議会定例会の開会にあたり、私の所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成28年8月に今帰仁村長に就任以来、常に「今帰仁村」という地名を村内外にPRすべく精力的に活動してまいりました。

本村の4大イベントである「今帰仁グスク桜まつり」、「古宇利島マジックアワーRUN i n今帰仁村」、「今帰仁まつり」、「いいな運天港いちゃり場まつり」では、インバウンド観光客をはじめ県内外からの来訪者も多く、今後の観光振興にも大きな可能性を感じているところであります。

平成17年の古宇利大橋、平成22年のワルミ大橋開通により海洋博記念公園から古宇利島までのアクセス道が整備されたことで来訪者も格段に増え、橋上から見る海の景観は県内屈指の人気スポットであり訪れる方々の目を楽しませております。現在、整備を進めている「古宇利島観光拠点施設」と並行して、昨年12月には琉球銀行・村商工会・村観光協会と「キャッシュレス推進連携協定」を締結しており、クルーズ船寄港を見据えたインバウンド観光客への対応策として、又、村内での消費拡大を図る観点から、キャッシュレス決済を推進してまいります。

観光と並び本村のリーディング産業である農業においても、安定した生産を図るための栽培施設導入を引き続き検討していくほか、新規就農者への支援策、農業に深刻な被害をもたらす鳥獣被害対策についても引き続き進めてまいります。

また、ふるさと納税返礼品を活用した地元農産物の奨励や、農業と観光を融合した体験型プログラムの創出も、関係機関との連携のもと進めてまいります。

魅力ある活気にあふれた村づくりを進めていくためには、産業分野、福祉分野、教育分野など広い範囲

で充実が求められます。

今後も、村民と協働の村づくりを念頭におき、「とびだせ村長室」や「むらづくり出前講座」といった村民の皆様の声を直に聞ける機会を設け、そのご意見を反映できる行政運営を目指し鋭意努力してまいります。

以下、令和2年度の重点施策について説明します。

(1) 新庁舎建設について

令和2年度においては、新庁舎建設基本構想を基に基本設計を経て実施設計へと繋げてまいります。

防災拠点施設としての機能を備え、村民サービスの充実につながるような新庁舎建設に向け準備を進めてまいります。

(2) 奨学金制度について

村にとっての財産は、子供たちです。村の優秀な子供たちが経済的理由で学びの機会を奪われることのないよう、奨学金制度を継続推進してまいります。

(3) 子育て支援について

令和2年4月を始期とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援の充実を図ってまいります。

また、「認定こども園 みらい」と「子育て支援センター きらきら」の開園に伴い、家庭保育世帯を含めた多様な保育・教育ニーズへの更なる取組を進めてまいります。

(4) 人材育成について

「人材を以って資源となす」を是とし、教育立村構築の為、学力向上はもとより、キャリア教育を中心に自らの生き方、在り方を充実させる取組を展開しながら地域貢献・社会貢献できる人材の育成を目指してまいります。

北山高校魅力化事業では、地域おこし協力隊を活用した公営塾により、国公立大学への進学実績が向上するなど、成果が上がってきています。

北山学園プロジェクトも5年目に入りました。令和2年度も継続して本プロジェクトの推進を図ってまいります。

(5) 農業の振興について

本村の農業はこれまで、さとうきびやパインの生産に加え、施設園芸の確立や農家技術の向上等により、スイカ、輪菊、小菊、マンゴー、肉用牛（子牛）などが農林水産戦略品目拠点産地の認定を受け、本村の基幹産業として地域を支えてまいりました。また、産業面だけでなく、農業が有する地域コミュニティの強化や地域文化の継承など、多面的機能の面からも重要な役割を果たしてまいりました。

今後も農業は本村のリーディング産業として位置付け、農業を中心としながら他産業と一体的に振興を図る「積み上げ方式」での自立、発展を目指し、情報収集及び関係機関との連携強化を進め農業振興諸施策の展開を図ってまいります。

(6) 第4次総合計画後期基本計画及び人口ビジョン・総合戦略について

令和2年度は、村の第4次総合計画後期基本計画の4年目、人口ビジョン・総合戦略は6年目にあたる

年です。引き続きこれらの計画・戦略の基本方針に基づき取り組んでまいります。

特に、村の人口増加に向けた施策として、移住・定住促進事業を推進しており、令和2年度は、村内にある空き家を活用したお試し移住を計画し、移住希望者が地域に溶け込み、スムーズに定住へと繋げられるよう地域や関係団体と連携し取り組んでまいります。

(7) 北部連携促進事業について

令和2年度は、継続事業の村道古宇利一周線道路改築事業や村営湧川第2団地新築事業を実施してまいります。また、「本部半島・伊江島エリア観光促進事業（古宇利観光拠点施設整備）」にて便益施設、駐車場整備等を実施してまいります。

(8) 児童生徒文学賞について

令和元年度に「子どもたちの想像力・文章力を育む機会」を目的に「第1回今帰仁村児童生徒文学賞」を実施しました。

個性豊かで想像力あふれる内容の作品が数多く出品され、高い評価をいただいております。引き続き、児童生徒の想像力・文章力を高めるために本事業を継続してまいります。

(9) 平和行政の推進について

令和2年度も引き続き、非核宣言の村として平和について学習する取組を実施してまいります。

次に、令和2年度の村政運営に関する事項について、順にご説明いたします。

(1) 当初予算について

令和2年度の一般会計当初予算総額は、51億4千6百46万2千円で対前年度比0.4%の増となっております。主な事業は、庁舎建設に伴う委託業務や本部半島・伊江島エリア観光促進事業等となっております。

限られた財源で財政需要に対応するため、経費支出の一層の効率化を図るなど、今後とも健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

令和2年度の国民健康保険特別会計については、総額17億3千4百57万円を計上し、昨年度より15.6%の増となっております。国民健康保険事業の財政健全化に向け、庁内横断的に業務を進め健全運営に努めてまいります。

令和2年度の後期高齢者医療特別会計については、総額9千7百67万7千円を計上し昨年度より4.5%の増となっております。令和2年度も引き続き高齢者の医療を安定的に支えてまいります。

令和2年度の水道事業会計の総額は、5億2千4百92万1千円で、31.3%の減となっております。要因は、建設改良費及びその他資本的支出の減であります。

(2) 財政について

本村の財政は依然として厳しい状況のなか、少子高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増加など、今後も財政状況はさらに厳しくなることが予測されることから、自主財源の確保は最も重要な課題であります。

そのような中であって、令和2年度においても三税等は増収傾向にあり、特に課税開始予定の物件や償却資産の増により固定資産税の税収が伸びる見込みです。引き続き公正かつ適正な課税のもと、自主財源の確保に努めてまいります。

コンビニ収納や口座振替の促進を図り、収入未済額の縮減に向けた取組や収納率の向上に努めてまいります。あわせて、催告に応じない納税義務者に対しては、県税事務所等、関係機関との連携のもと法的措置を講じ、確実な回収に努めてまいります。

また、村民の皆様が税金の果たす役割と税の仕組みについて正しく理解していただくことを目的に、村民からの要望に応じた出前講座や、児童・生徒への租税教室を開催するなど、税知識の普及と納税意識の高揚に引き続き努めてまいります。

本村の重要な財源のひとつとなっている「ふるさと納税」については、令和元年度に電子感謝券の制度を導入いたしました。又、ご寄附をいただいた方へ寄附金を活用して実施した事業一覧やその活用状況のメールマガジンでの発信、ふるさと納税感謝祭のイベントに参加するなど、今帰仁ファンの確保に取り組みました。

今後も「今帰仁村に貢献したい」、「今帰仁村を応援したい」という皆様の思いを活かすことができるよう「ふるさと納税制度」に対する取組を充実させ、自主財源の確保に努めてまいります。

(3) 信頼される窓口サービスの向上について

多様化する村民ニーズに柔軟に対応し、村民の満足度を高め、村政に対するさらなる信頼を得ることは大切なことと考えます。村民の皆様と最も身近に接する行政窓口では、親切、丁寧な対応が求められ、窓口サービスをより充実させることは必要不可欠であります。

初めて役場に訪れるお客様にも分かりやすく、利用しやすい窓口となるようサービスの向上に取り組んでまいります。職員一人ひとりが来庁者の立場に立った窓口サービスの充実と提供を目指します。また窓口だけでなく全職員の意識改善を図り、役場全体の接客意識の向上に努めてまいります。

(4) 環境衛生について

環境衛生については、本部町及び本部町今帰仁村清掃施設組合と連携し、家庭からの排出ごみの抑制、適正な分別の徹底を図るとともに、資源ごみの回収及びリサイクルの一層の推進に取り組みます。あわせて、廃棄物の迅速かつ適正な処理に努めてまいります。令和2年度においても、パッカー車の購入予算を計上しております。ごみ回収業務を適切に遂行し、住民サービス向上のため活用してまいります。

外来種であるタイワンハブの生息地拡大を防ぐため、引き続き駆除対策事業を実施してまいります。あわせて、村民への啓発のためタイワンハブの生態や特徴、危険性等について情報の周知を徹底してまいります。

また、沖縄県や関係機関への財源措置を重ねて要望してまいります。

(5) 子育てしやすい村づくりについて

出産後間もない時期の産婦が、産後の身体と心の健康状態を確認し、支援が必要な母子に対して助産師等による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう令和2年度から新たに、産婦健診・産後ケア事業を実施し支援します。また、総合的な子育て支援が行えるよう多様な家庭の形態やニーズを的確に把握し、胎児期から就学前の子育て時期にわたる切れ目のない支援が行えるよう、引き続き子育て世代包括センター機能の充実を図ってまいります。

出生児の健やかな成長、児童の健全育成と福祉の増進を目的として、今帰仁村すこやか子育て支援金の

支給を継続してまいります。また、沖縄県の「沖縄子どもの貧困対策推進基金」等を引き続き活用し、関係機関との連携や情報共有を図りながら子どもの貧困や児童虐待等に迅速な対応が取れるよう継続して子ども応援支援員を配置し、対象児童や対象世帯への支援に取り組んでまいります。更に児童虐待の未然防止に向けて、気になる世帯への早期介入と効果的かつ適切な支援体制を強化してまいります。

そのほか、母子父子等のひとり親家庭における育児に係る様々な困り感や相談に対し、村母子会と連携して取り組んでまいります。

(6) 地域における福祉について

村民が健康で生きがいをもって、安全で安心して暮らせる地域で支え合う地域社会づくりの実現に向け、引き続き、障がい者・高齢者・児童母子等の個別計画に基づき、保健・医療・介護・福祉・住まい・生活支援体制が密に連携した地域包括的ケアシステムの構築を図ってまいります。

また、今帰仁村社会福祉協議会や地域の民生児童委員など、関係機関とも緊密に連携しながら、独居高齢者や障がい者等の見守りなど、地域住民がともに支え合う地域体制づくりを構築してまいります。併せて「要援護者避難計画」に基づき、災害時等の避難支援に取り組んでまいります。

(7) 高齢者福祉について

本村の65歳以上の高齢化率は、令和2年1月末現在32.4%と年々上昇し、高齢者をとり巻く課題も深刻かつ複雑化しております。認知症高齢者が安全かつ安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、令和元年度から「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」をスタートし、本部警察署や関係機関等の協力のもと、認知症等高齢者の徘徊による行方不明事案が発生した場合に、迅速に対応する仕組みづくりを構築しました。

また、令和2年度は第7期高齢者福祉計画の見直しの時期となっております。高齢期を迎えた人々が、住み慣れた地域のなかで健康で明るく生きがいを持って暮らし、地域の人々との結びつきを大切に、積極的に社会参加のできる希望に満ちた地域社会の形成に向けて、継続して総合的な福祉サービスの充実を図ってまいります。

(8) 障がい者福祉について

第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画に基づき、障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関が連携し相談や生活支援体制の充実に取り組んでまいります。

令和2年度は第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画の見直しの時期となっております。対象者のニーズや地域の実情に応じた見直しを行い、支援体制の強化に取り組んでまいります。

(9) 健康づくりの推進について

今帰仁村健康長寿むらづくり条例に基づき、村民が生涯にわたり健康で生きがいを持ち、暮らすことのできる村づくりに向けて継続して取り組んでまいります。

毎月第1日曜日の「健康づくりの日」には、村民参加型の健康ウォーキングが定着しており、今後とも村民が主体となって健康意識の向上や運動習慣の定着に取り組む体制づくりを継続して進めてまいります。

(10) 新型コロナウイルス肺炎対策について

本村では、新型コロナウイルス肺炎予防に係る迅速な対応を図り、住民の生命と健康を守る等、村行政の適正運営を図る目的で今帰仁村新型コロナウイルス肺炎対策本部を設置しました。国や沖縄県、行政機関及び医療機関等との緊密な連携のもと、動向を注視しながら情報の共有化を図り、村民等への周知や情報提供に努めてまいります。

(11) 国民健康保険事業・後期高齢者医療制度について

国民健康保険事業は、令和元年度から保険税率を見直しました。しかし、依然として国民健康保険事業運営は繰上充用金が発生する厳しい状況が見込まれることから、継続して国保税の収納率の向上や、特定健診等による数値に基づいた保健指導の実施、早期発見で重症化予防に取り組むなど医療費の適正化を図り国保運営健全化に努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、引き続き運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合や村内関係機関と連携を図り、必要な医療を受けられるよう制度の円滑な運営に努めてまいります。

(12) 農業の振興について

農業生産基盤整備については、令和元年度に引き続き「災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業」の継続採択に向け関係機関へ強く要望し、安定的に消費者や市場へ供給できる体制づくりを目指します。また、台風等で被害を受けた農家が速やかに営農再開できるよう、関係機関との連携及び情報収集を行うなど迅速な対応に努めます。

農業基盤整備促進事業を活用した「国営羽地大川土地改良区勢理客地区畑地かんがい事業農業用排水施設については引き続き整備を進めてまいります。

天底第2地区、湧川地区の農業用排水施設整備についても令和3年度の事業採択に向け準備を進めてまいります。

次世代を担う農業者の確保については、「農業次世代人材投資資金推進事業」等の事業を活用し、新規就農者が安心して農業経営できる体制づくりに努めてまいります。担い手への農地の利用集積・集約、耕作放棄地解消等については、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農地中間管理機構と連携を図ることで農地利用の最適化を積極的に推進してまいります。

赤土等流出防止営農対策促進事業については、降雨時等による農地からの耕土流出防止対策を促進するため、地域や関係団体と連携を図りながら引き続き実施してまいります。

有害鳥獣による被害は、農家の営農意欲減退などの深刻な影響を及ぼすことから、総合的な被害対策の取組を行うことが重要と考えます。今後も北部地区関係機関と連携し広域的駆除を行い、有害鳥獣による農作物の被害防止に取り組んでまいります。

低農薬・減農薬に向けた取組や病害虫に対する天敵を用いた「生物的防除」を継続して進め、安心・安全で環境にやさしい減農薬栽培の確立を目指してまいります。

(13) 畜産の振興について

村和牛改良組合、JA、関係機関連携のもと、和牛改良増殖に必要な事業を推進し、更なる和牛生産基盤の確立を目指しこれまで諸施策に取り組んでまいりました。畜産農家の安定した農業経営の確立と、子

牛の高値安定での取引が継続できるよう、引き続き優良繁殖雌牛を導入する際の支援に努めてまいります。また、肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業を活用したゲノム育種価分析等の支援についても、沖縄県をはじめとする関係機関へ強く要望し優良繁殖雌牛の増頭改良のスピードアップを図ってまいります。

生産農家と関係者が一堂に会する肉用牛・山羊の畜産共進会は、生産者間の情報交換並びに技術習得、畜産経営における飼養技術の向上が図られ、本村の畜産振興に寄与することから今年度も実施してまいります。

昨年末に沖縄県中部で発生したCSF（豚熱）などの伝染病は畜産経営に壊滅的な状況を及ぼすことから、畜産農家と行政機関及び関係団体とが密に連携し、防疫体制の構築を図り伝染病予防対策に努めてまいります。

(14) 林業の振興について

林業分野の振興については、多様化するニーズへ対応し、施設の効率的な運営やサービス向上を図るため、令和元年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者が乙羽岳森林公園施設の管理運営を行っているところです。

指定管理者である民間事業者の柔軟なアイデア等を活用し、乙羽岳森林公園施設の魅力が最大限発揮できるよう引き続き連携してまいります。

(15) 水産業の振興について

より良い漁場形成を図るため、回遊魚の習性を利用し効率的に漁獲することができる中層型浮漁礁は、漁場探索時間・操業時間の大幅な短縮と、漁船燃油の消費節減が可能となることから、これまで本村でも地先海域に整備、敷設してまいりました。しかし整備、敷設からかなりの年数が経過し、施設の経年劣化による機能低下等も予想されることから、令和2年度に「水産環境整備事業」を活用し本村が管理する中層浮漁礁の更新に係る設計を行ってまいります。

漁業者の就労環境改善を図るため、「漁村地域整備交付金事業」を活用し浮棧橋の整備を着実に進めてまいります。

水産資源の管理を機動的に行い、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減、安定した漁獲量維持などを図るため、今後も漁業組合と連携し、引き続きウニ放流事業、禁漁区域設定及び漁期を設ける資源管理型漁業の支援を実施してまいります。

(16) 商工観光振興について

観光客の増加が顕著に進み、観光産業を取り巻く環境は大きく変化し、特に外国人に関しては、本部港におけるクルーズ船受入運用開始予定の令和3年（2021年）には更なる増加が予想されます。本村においても新たな観光需要が期待されるなか、「北部連携促進事業」を継続活用し、観光拠点施設整備を着実に進め、観光客数増加、飲食店や直売店の強化による経済効果・雇用効果が創出できるよう努めてまいります。

誘客及び宣伝の強化を図るため、観光力基盤強化事業を活用した各イベントの実施や、環境保全美化推進事業を活用した村内観光地の環境美化作業については引き続き実施してまいります。また、村の魅力ある地域資源や観光施設、宿泊施設の情報発信を強化するとともに、教育民泊事業者の受入れ態勢を整え誘

致活動を行い、着地型観光を促進するため、着地型観光振興事業も継続し進めてまいります。

地域資源等を活かした商業施設の活性化のためには、村商工会や村観光協会との連携が重要であり、これまで同様連携を図りながら情報共有に努め、商工業並びに第3次今帰仁村観光リゾート振興計画に基づく観光の振興を進めてまいります。

(17) 建設事業について

令和2年度も村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など建設事業を推進してまいります。

継続事業として、農村集落基盤再編・整備事業西地区、村道与那嶺線改良事業、村道古宇利一周線道路改築事業、村道越地与比地小浜原線改良事業、村営湧川第2団地新築事業を実施してまいります。

また、一括交付金事業で今帰仁城跡周辺環境整備事業、環境保全美化推進事業、景観形成強化事業、観光力基盤強化事業を実施してまいります。

(18) 水道事業について

水道事業は、運営基盤の強化を図る目的で「今帰仁村水道事業」へ移行しました。今後も水の安定供給を図るため、老朽化した配水管等の更新に努めてまいります。

また、今後の水道事業の経営の健全化については、重要性、緊急性を勘案しながら見直しを行い、維持管理経費など経費全般についても検証を行い、経費削減に努め経営の合理化を図ってまいります。

(19) 奨学金制度について

平成30年度から給付型奨学金事業を開始し、現在5名が給付を受けており、令和2年度も新たに3名に給付する予定です。

また、大学等へ入学する学生の保護者で、入学に要する費用の支弁が困難な方への入学準備金の貸付事業も継続して実施してまいります。

(20) 北山学園プロジェクトについて

本村の幼児・児童・生徒の学力向上と人格形成をめざし、保育所から高等学校までの切れ目のない教育を充実させ、ひきつづき北山学園プロジェクトを推進してまいります。

児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動や各教科等に応じて、キャリア教育を中核に据え推進を図ってまいります。

(21) 豊かな心を培う教育の推進について

小中学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や体験活動等を通じた心の教育に継続して取り組んでまいります。

(22) 確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、児童・生徒一人ひとりにこれからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図るとともに、「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

(23) たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら積極的に運動に親しむ意欲や習慣を身に付けさせるとともに、基礎的な体力の向上を促す取組を推進してまいります。

部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や目標に挑戦する環境を整えるため、外部指導者を活用しながら学校と連携して活性化を図ってまいります。

(24) 学校・家庭と連携した食育の推進について

「早寝・早起き・朝ごはん」を推進し、村内小・中学校で「子どもが作る弁当の日」を実施してまいりました。令和2年度も継続して推進してまいります。

また、農業と教育をつなぎ本村の特性に応じた施策として、教育ファーム事業を継続推進してまいります。

(25) 学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携し、コミュニティースクール導入の検討や、地域学校協働活動等を通し、学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する児童・生徒に対してもこれまで同様、支援員を配置し積極的な支援と個に応じた指導の推進を図ってまいります。

(26) 幼保連携について

本村の乳幼児期の「育ち」と「学び」を支える新たな拠点として「認定こども園 みらい」と「子育て支援センター きらきら」が令和2年4月1日より開園します。

本村の5歳児保育の定員増や3歳児から5歳児までの幼稚園児の受入れ体制が整い、保育標準時間を超えた延長保育の実施や医療ケアを要する児童の受け入れ等、更なる子育て支援の充実に努めてまいります。

そのほか、村内の民間保育園等への「保育体制強化事業」や「保育補助者雇上げ強化事業」等も引き続き実施し、保育士の離職防止と保育士確保に努めてまいります。

(27) 家庭・地域における取組について

子どもの情緒を安定させ安心して生活できる環境を作ることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域で説明し、理解を深めてまいります。

本村においては、「あいさつ運動」や「さんSUN運動」及び「早寝・早起き・朝ごはん・徒歩登校」を引き続き推進・推奨してまいります。

また、夢実現「親のまなびあい」プログラムなどの「家～なれ～」運動を推奨し、家庭・地域の教育力の向上を目指し、学校・家庭・地域・行政が連携し取り組んでまいります。

(28) 社会教育の振興と生涯学習の推進について

中央公民館や村総合運動公園などにおいて、公民館講座等を開催し、社会教育の振興と生涯学習を推進してまいります。

乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むため令和2年度も引き続き、ブックスタートや読み聞かせ、わ

んぱく自然体験塾を実施してまいります。

村立図書館は、特に親子連れの利用者が多いことから、絵本や児童書コーナーの充実を図ってまいります。又、村民のニーズに応えられるよう、引き続き図書館便りの発行や講演会、イベントの充実に努めてまいります。

(29) 社会体育スポーツの振興について

スポーツに親しむ環境づくりを推進するため、スポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携を図ってまいります。

村総合運動公園については、指定管理者と連携し施設の利活用を図ることで、スポーツツーリズムによる県内外からの誘客及び村民スポーツの振興、村民の健康増進事業を推進してまいります。

(30) 青少年の健全育成について

子どもたちが安全・安心な環境の中で、いきいきと活動できるよう、学校、家庭、地域及び行政が連携し、青少年の健全育成を支援してまいります。

子ども会、ジュニアリーダー、青年会、他団体と連携しながら世代間交流や他市町村との交流事業も積極的に展開し、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

次世代のリーダー育成を目的に、山形県酒田市の児童との交流事業「今帰仁村ふれあい少年の翼」を継続してまいります。

友好都市締結を交わした知名町・和泊町と北山文化や歴史を共有し認識するとともに、郷土愛や誇りを高めるために児童生徒の相互交流について取り組んでまいります。

(31) 文化財行政について

世界遺産の今帰仁城跡をはじめとした村内文化財の調査・保存・活用及び修復を推進していくとともに、歴史文化センターの常設展示や企画展示といった学習機会の充実を図ってまいります。

令和元年10月に重要文化的景観に選定された「今帰仁村今泊フクギ屋敷林と集落景観」の文化的、歴史的価値を村内外へ発信してまいります。

おわりに

以上、令和2年度施政方針に基づき、今定例会に提案させていただいた「令和2年度予算案」をはじめ、議案12件、報告1件を提案しております。

ご審議の程、宜しく願い申し上げます。最後に、本村の更なる発展と誰もが住みやすいむらづくりのため、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和2年3月9日

今帰仁村長 喜屋武 治樹

○ 座間味 薫 議長 以上で村長の施政方針を終わります。

日程第7. 「議案第2号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と

いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 おはようございます。

議案第2号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

人事院勧告の趣旨を踏まえた所要の改正並びに令和2年4月1日に開園する今帰仁村立認定こども園の職務の新設に伴う所要の改正を行う必要があるためこの議案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行
(勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した	(勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した

<p>額に、_____100分の 95 _____を 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>別表第5 (第4条関係)</u></p> <p><u>級別職務分類表</u></p> <p><u>行政職給料表級別職務分類表</u></p> <p><u>教育職給料表級別職務分類表</u></p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>額に、<u>6月に支給する場合には100分の</u> <u>92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u> _____を 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>別表第5 (第4条関係)</u></p> <p><u>級別職務分類表</u></p> <p><u>行政職給料表級別職務分類表</u></p> <p><u>教育職給料表級別職務分類表</u></p> <p>【別記1 参照】</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

【別記1】

改正後（案）

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師、保育士、 <u>保育教諭</u> 、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、 <u>保育教諭</u> 、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
3級	1 係長、書記長、館長、港務所長、 <u>主幹保育教諭</u> 、主任幼稚園教諭、給食センター所長、主査又は主任の職務 2 困難な業務を行う保育士、 <u>保育教諭</u> 、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
4級	1 課長補佐、副主幹、 <u>保育所長</u> 、 <u>園長</u> 、 <u>副園長</u> の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長、書記長、館長、港務所長_____、主任幼稚園教諭、給食センター所長、主査又は主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う介護支援専門員_____、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
5級	課長、局長、主幹、室長、会計管理者の職務

6級	高度の知識又は経験を有する課長、局長、主幹、室長、会計管理者の職務
----	-----------------------------------

現行

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師、保育士_____、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士_____、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
3級	1 係長、書記長、館長、港務所長、保育所長____、主任幼稚園教諭、給食センター所長、主査又は主任の職務 2 困難な業務を行う保育士_____、介護支援専門員、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
4級	1 課長補佐、副主幹_____の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長、書記長、館長、港務所長、保育所長、主任幼稚園教諭、給食センター所長、主査又は主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う介護支援専門員、保育士、保健師、幼稚園教諭、司書、学芸員の職務
5級	課長、局長、主幹、室長、会計管理者の職務
6級	高度の知識又は経験を有する課長、局長、主幹、室長、会計管理者の職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第8. 「議案第3号 今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第3号

今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）施行に伴い法律名の変更等、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

今帰仁村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後 (案)	現 行
第1条～第5条 略 （書面審理） 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略 第7条 略 第8条 略 2・3 略 4 委員会は、関係者 <u>（審査申出人及び村長を除く。）</u> に対し、その請求により、口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。 5～8 略 （ <u>実地調査</u> ） 第9条 略 第10条～第14条 略	第1条～第5条 略 （書面審理） 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略 第7条 略 第8条 略 2・3 略 4 委員会は、関係者_____に対し、その請求により、口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。 5～8 略 （ <u>実施調査</u> ） 第9条 略 第10条～第14条 略
備考 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に	

改める。

- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる審査の手続について適用し、施行日前までに行われた審査の手続については、なお従前の例による。

以上です。

- 座間味 薫 議長 日程第9. 「議案第4号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

- 謝花良竹 副村長

議案第4号

今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

令和2年4月1日付で今帰仁村立中央保育所及び仲宗根保育所の閉所に伴い所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例

今帰仁村保育所設置条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行																		
<p style="text-align: center;">（名称、位置及び定員）</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今帰仁保育所</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字天底 91番地</td> <td style="text-align: center;">90人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	今帰仁保育所	今帰仁村字天底 91番地	90人	<p style="text-align: center;">（名称、位置及び定員）</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今帰仁保育所</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字天底 91番地</td> <td style="text-align: center;">90人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中央保育所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>今帰仁村字平敷</u> <u>295番地</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>仲宗根保育所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>今帰仁村字 仲</u> <u>宗根440番地 1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70人</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	今帰仁保育所	今帰仁村字天底 91番地	90人	<u>中央保育所</u>	<u>今帰仁村字平敷</u> <u>295番地</u>	<u>60人</u>	<u>仲宗根保育所</u>	<u>今帰仁村字 仲</u> <u>宗根440番地 1</u>	<u>70人</u>
名称	位置	定員																	
今帰仁保育所	今帰仁村字天底 91番地	90人																	
名称	位置	定員																	
今帰仁保育所	今帰仁村字天底 91番地	90人																	
<u>中央保育所</u>	<u>今帰仁村字平敷</u> <u>295番地</u>	<u>60人</u>																	
<u>仲宗根保育所</u>	<u>今帰仁村字 仲</u> <u>宗根440番地 1</u>	<u>70人</u>																	
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>																			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 「議案第5号 今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第5号

今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

令和 2 年 3 月 9 日 提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定に基づき、本村における森林の整備及びその促進に関する施策の支援に要する経費の財源に充てることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、今帰仁村森林環境譲与税基金を設置するにあたり、条例を制定する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村森林環境譲与税基金条例

（設置）

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定により、森林整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、今帰仁村森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 一般会計・特別会計・水道事業会計の提案理由の説明に入る前に、去る3月2日に行われた全員協議会において、予算書の説明を行っていますので、「歳入歳出予算事項別明細書」以降

の説明については省略します。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

日程第11. 「議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第6号

令和2年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億4,646万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		638,152
	1 村 民 税	210,977
	2 固 定 資 産 税	343,519
	3 軽 自 動 車 税	35,526
	4 市 町 村 た ば こ 税	48,129
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
2 地 方 譲 与 税		49,266
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	12,414
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	35,198
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	1,653
3 利 子 割 交 付 金		244
	1 利 子 割 交 付 金	244
4 配 当 割 交 付 金		921
	1 配 当 割 交 付 金	921
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		560
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	560
6 法 人 事 業 税 交 付 金		2,042
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	2,042
7 地 方 消 費 税 交 付 金		172,061
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	172,061
8 ゴルフ場利用税交付金		13,660
	1 ゴルフ場利用税交付金	13,660
9 環 境 性 能 割 交 付 金		4,290
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	4,290
10 地 方 特 例 交 付 金		2,902
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,901
	2 特 別 交 付 金	1
11 地 方 交 付 税		1,965,000
	1 地 方 交 付 税	1,965,000

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		1
	1 交通安全対策特別交付金	1
13 分担金及び負担金		29,350
	1 分担金	3
	2 負担金	29,347
14 使用料及び手数料		45,569
	1 使用料	26,992
	2 手数料	18,577
15 国庫支出金		681,938
	1 国庫負担金	421,341
	2 国庫補助金	257,673
	3 国庫委託金	2,924
16 県支出金		804,327
	1 県負担金	244,524
	2 県補助金	518,543
	3 県委託金	41,260
17 財産収入		22,856
	1 財産運用収入	22,854
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		1
	1 寄附金	1
19 繰入金		271,242
	1 繰入金	271,242
20 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
21 諸収入		207,680
	1 延滞金、加算金及び過料	954
	2 預金利子	50
	3 貸付金元利収入	2,101
	4 雑収入	152,693
	5 受託事業収入	51,882
22 村債		214,400
	1 村債	214,400

款	項	金額
23 自動車取得税交付金		0
	1 自動車取得税交付金	0
歳入合計		5,146,462

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		71,089
	1 議会費	71,089
2 総務費		745,210
	1 総務管理費	594,995
	2 徴税費	90,386
	3 戸籍住民登録費	34,572
	4 選挙費	19,647
	5 統計調査費	3,940
	6 監査委員費	1,670
3 民生費		1,796,171
	1 社会福祉費	1,075,427
	2 児童福祉費	720,744
4 衛生費		395,036
	1 保健衛生費	166,323
	2 清掃費	228,713
5 労働費		1
	1 失業対策費	1
6 農林水産業費		342,960
	1 農業費	254,428
	2 林業費	8,431
	3 水産業費	80,101
7 商工費		250,306
	1 商工費	250,306
8 土木費		347,669
	1 土木管理費	12,491
	2 道路橋梁費	180,398
	3 河川費	100,500

款	項	金額
8 土 木 費	4 港 湾 費	20,505
	5 住 宅 費	33,775
9 消 防 費		185,550
	1 消 防 費	185,550
10 教 育 費		625,556
	1 教 育 総 務 費	163,719
	2 小 学 校 費	87,094
	3 中 学 校 費	43,067
	4 幼 稚 園 費	50
	5 社 会 教 育 費	194,156
	6 保 健 体 育 費	137,470
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		383,908
	1 公 債 費	383,908
13 諸 支 出 金		3
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,146,462

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 11,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直し)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政
漁村地域整備交付金事業	9,400	〃		
水産環境整備事業	300	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	4,400	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	18,100	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	52,400	〃		
村営湧川第2団地新築事業	8,100	〃		

臨時財政対策債	70,000	〃	しを行った後においては当該見直し後の利率)	の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
総合活用整備事業（災害）	4,000	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進事業（古宇利島観光拠点施設整備）	12,000	〃		
ゴミ運搬車導入事業	13,100	〃		
庁舎建設事業（市町村役場機能緊急保全事業）	9,000	〃		
庁舎建設事業（一般単独事業）	2,300	〃		
合計	214,400			

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第12. 「議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第7号

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,457万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

（2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		274,624
	1 国民健康保険税	274,624
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 分担金及び負担金		2
	1 分担金	1
	2 負担金	1
4 使用料及び手数料		303
	1 使用料	3
	2 手数料	300
5 国庫支出金		1,294
	1 国庫補助金	1,294
6 県支出金		1,293,911
	1 県補助金	1,293,910
	2 財政安定化基金交付金	1
7 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
8 財産収入		4
	1 財産運用収入	2
	2 財産売却収入	2
9 寄付金		1
	1 寄付金	1
10 繰入金		161,212
	1 他会計繰入金	161,210
	2 基金繰入金	1
	3 直営診療施設勘定繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
12 諸 収 入		3,211
	1 延滞金、加算金及び過料	773
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	1
	4 雑 入	2,436
13 村 債		2
	1 村 債	1
	2 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		1,734,570

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		32,219
	1 総 務 管 理 費	30,829
	2 徴 収 費	1,314
	3 運 営 協 議 会 費	75
	4 趣 旨 普 及 費	1
2 保 険 給 付 費		1,242,644
	1 療 養 諸 費	1,045,412
	2 高 額 療 養 費	189,166
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	7,564
	5 葬 祭 諸 費	500
3 国民健康保険事業費納付金		429,380
	1 医 療 費 給 付 分	312,249
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	82,635
	3 介 護 納 付 金 分	34,496
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1

款	項	金額
6 保 健 事 業 費		23,021
	1 保 健 事 業 費	14,078
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	8,943
7 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
8 公 債 費		700
	1 公 債 費	700
9 諸 支 出 金		3,602
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,602
10 繰 上 充 用 金		1
	1 繰 上 充 用 金	1
11 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		1,734,570

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第13. 「議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第8号

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,767万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		57,908
	1 後期高齢者医療保険料	57,908
2 使用料及び手数料		31
	1 手数料	31
3 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
4 繰入金		39,711
	1 一般会計繰入金	39,711
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		26
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	21
	3 預金利子	1
	4 雑収入	2
歳入合計		97,677

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,135
	1 総務管理費	3,115
	2 徴収費	20

款	項	金額
2 後期高齢者医療広域連合納付金		94,486
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	94,486
3 保健福祉事業費		1
	1 保健福祉事業費	1
4 諸支出金		55
	1 償還金及び還付加算金	54
	2 繰出金	1
歳出合計		97,677

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第14. 「議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

議案第9号

令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について

上記議案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年3月9日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治樹

令和2年度今帰仁村水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	3,897戸
(2) 年間総給水量	1,240,635m ³

(3) 一日平均給水量	3,390m ³
(4) 主要な建設改良事業	3,032万5,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3億7,872万7,000円
第1項 営業収益	2億2,390万1,000円
第2項 営業外収益	1億5,482万3,000円
第3項 特別利益	3,000円
支 出	
第1款 事業費	4億1,359万4,000円
第1項 営業費用	3億7,539万円
第2項 営業外費用	3,718万円
第3項 特別損失	2万4,000円
第4項 予備費	100万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,428万6,000円は過年度分損益勘定留保資金4,730万8,000円と当年度分損益勘定留保資金2,697万8,000円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,704万1,000円
第1項 企業債	1,000円
第2項 補助金	1,000円
第3項 出資金	3,703万7,000円
第4項 固定資産売却代金	1,000円
第5項 その他資本収入	1,000円
支 出	
第1款 資本的支出	1億1,132万7,000円
第1項 建設改良費	3,032万5,000円
第2項 企業債償還金	8,000万円
第3項 国庫補助金返還金	1,000円
第4項 その他資本的支出	1,000円
第5項 予備費	100万円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,096万1,000円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,000万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。

令和2年3月9日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治樹

○ 座間味 薫 議長 日程第15. 「議案第10号 令和元年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第10号

令和元年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和元年度今帰仁村一般会計補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,185万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億274万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		650,626	13,406	664,032
	1 村民税	215,862	5,136	220,998
	2 固定資産税	349,154	2,300	351,454
	3 軽自動車税	37,132	970	38,102
	4 市町村たばこ税	48,477	5,000	53,477
3 利子割交付金		417	△168	249
	1 利子割交付金	417	△168	249
4 配当割交付金		671	223	894
	1 配当割交付金	671	223	894
5 株式等譲渡所得割交付金		578	54	632
	1 株式等譲渡所得割交付金	578	54	632
6 地方消費税交付金		147,989	△4,842	143,147
	1 地方消費税交付金	147,989	△4,842	143,147
7 ゴルフ場利用税交付金		14,804	△1,012	13,792
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,804	△1,012	13,792
8 環境性能割り交付金		3,197	△1,652	1,545
	1 環境性能割り交付金	3,197	△1,652	1,545
9 自動車取得税交付金		7,451	380	7,831
	1 自動車取得税交付金	7,451	380	7,831

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		2,902	358	3,260
	4 子ども・子育て支援金 臨時交付金	0	358	358
11 地方交付税		1,980,000	64,497	2,044,497
	1 地方交付税	1,980,000	64,497	2,044,497
13 分担金及び負担金		103,290	△5,431	97,859
	1 分担金	42,454	△5,431	37,023
14 使用料及び手数料		47,312	△680	46,632
	1 使用料	28,638	△680	27,958
15 国庫支出金		1,043,179	△88,872	954,307
	1 国庫負担金	471,537	12,123	483,660
	2 国庫補助金	568,657	△100,994	467,663
	3 国庫委託金	2,985	△1	2,984
16 県支出金		1,095,244	△15,205	1,080,039
	1 県負担金	270,560	5,738	276,298
	2 県補助金	779,578	△18,930	760,648
	3 県委託金	45,106	△2,013	43,093
17 財産収入		73,263	2,875	76,138
	1 財産運用収入	16,430	△9	16,421
	2 財産売却収入	56,833	2,884	59,717
18 寄附金		97,372	168,675	266,047
	1 寄附金	97,372	168,675	266,047
19 繰入金		583,934	△5,815	578,119
	1 繰入金	583,934	△5,815	578,119
21 諸収入		213,005	△6,233	206,772
	1 延滞金、加算金及び過料	954	688	1,642
	3 貸付金元利収入	1,681	△530	1,151
	4 雑収入	156,159	310	156,469
	5 受託事業収入	54,161	△6,701	47,460
22 村債		365,980	△28,700	337,280
	1 村債	365,980	△28,700	337,280
歳入合計		6,710,888	91,858	6,802,746

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		73,688	△405	73,283
	1 議会費	73,688	△405	73,283
2 総務費		1,286,032	188,428	1,474,460
	1 総務管理費	1,144,169	192,054	1,336,223
	2 徴税費	89,419	△1,094	88,325
	3 戸籍住民登録費	27,031	△4	27,027
	4 選挙費	21,899	△2,475	19,424
	6 監査委員費	1,893	△53	1,840
3 民生費		1,927,331	29,726	1,957,057
	1 社会福祉費	1,191,081	48,383	1,239,464
	2 児童福祉費	736,250	△18,657	717,593
4 衛生費		529,222	20,807	550,029
	1 保健衛生費	315,150	14,288	329,438
	2 清掃費	214,072	6,519	220,591
6 農林水産業費		682,755	△36,354	646,401
	1 農業費	512,756	△32,859	479,897
	2 林業費	11,354	△311	11,043
	3 水産業費	158,645	△3,184	155,461
7 商工費		536,869	△6,140	530,729
	1 商工費	536,869	△6,140	530,729
8 土木費		440,119	△108,232	331,887
	1 土木管理費	12,812	△459	12,353
	2 道路橋梁費	249,080	△103,116	145,964
	3 河川費	131,052	122	131,174
	4 港湾費	20,608	30	20,638
	5 住宅費	26,567	△4,809	21,758
9 消防費		185,550	6,596	192,146
	1 消防費	185,550	6,596	192,146
10 教育費		649,570	△1,569	648,001
	1 教育総務費	157,703	△2,152	155,551
	2 小学校費	82,865	△1,684	81,181
	3 中学校費	44,503	△1,875	42,628

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	4 幼稚園費	31,590	△369	31,221
	5 社会教育費	188,541	4,392	192,933
	6 保健体育費	144,368	119	144,487
12 公債費		396,745	△999	395,746
	1 公債費	396,745	△999	395,746
歳出合計		6,710,888	91,858	6,802,746

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2. 総務費	1. 総務管理費	新庁舎建設事業	106,775
6. 農林水産業費	1. 農業費	災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業	135,740
6. 農林水産業費	3. 水産業費	漁村再生交付金事業	40,472
7. 商工費	1. 商工費	本部半島・伊江島エリア観光促進事業	324,468
7. 商工費	1. 商工費	景観形成強化事業	37,153
8. 土木費	2. 道路橋梁費	村道古宇利一周線道路改築事業	13,357
8. 土木費	2. 道路橋梁費	村道呉我山仲山橋改良事業	26,143
8. 土木費	3. 河川費	今帰仁城跡周辺環境整備事業	58,970
10. 教育費	5. 社会教育費	「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業	4,917
合 計			747,995

第3表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 22,000	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 22,000	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
漁村再生交付金事業	19,800	〃			19,800	〃		
水産環境整備事業	400	〃			0	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	4,100	〃			4,100	〃		
村道呉我山仲山橋改良事業	7,600	〃			7,600	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	20,300	〃			2,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	60,600	〃			45,400	〃		
湧川第2団地新築事業	10,100	〃			7,400	〃		
臨時財政対策債	86,580	〃			86,580	〃		
総合活用整備事業(災害)	2,000	〃			1,800	〃		
庁舎建設事業	60,800	〃			60,800	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進 事業(古宇利島観光拠点施設整備)	71,000	〃			78,800	〃		
村道与那嶺線改良事業	700	〃			700	〃		
合 計	365,980				337,280			

なお、総括については、担当課より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 令和元年度今帰仁村一般会計第10回補正予算の歳入歳出におけます300万円以上の増減について、説明申し上げます。

10ページをお願いします。歳入のほうから説明申し上げます。10ページ、1款村税、1項村民税、2目法人、補正額513万6,000円は、1節現年課税分、法人税割の312万8,000円が主なものでございます。

続いて13ページをお願いします。1款4項1目市町村たばこ税、補正額500万円は、1節現年課税分の500万円の計上によるものでございます。

17ページ、6款1項1目地方消費税交付金、補正額マイナスの484万2,000円は、地方消費税交付金、マイナスの259万4,000円と地方消費税（社会保障財源交付金）マイナスの224万8,000円によるものでございます。

続いて22ページをお願いします。11款1項1目地方交付税、補正額6,449万7,000円は、1節普通交付税の6,449万7,000円の計上によるものでございます。

続いて23ページ、13款1項1目農林水産業費分担金、補正額マイナスの543万1,000円は、1節農業費負担金の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業マイナスの543万1,000円によるものでございます。

続いて25ページをお願いします。15款1項1目民生費国庫負担金、補正額1,212万3,000円は、5節の身体障害者福祉費負担金のその中の身体障害者福祉費負担金の真ん中の項目にあります障害福祉サービス費の800万円のものゝ主なものでございます。続いて、11節の児童手当負担金、マイナスの558万5,000円は、真ん中のほうにあります非被用者（3歳以上小学校修了前）のマイナスの223万円の計上ゝ主なものでございます。13節子どものための教育・保育給付費負担金803万8,000円は、施設型給付費の533万7,000円が主なものでございます。

次、26ページをお願いします。15款2項1目総務費国庫補助金、補正額マイナスの1,679万2,000円は、5節の沖縄北部連携促進特別振興事業費、マイナス478万7,000円でございますが、今帰仁村コミュニティバス導入事業のマイナスの計上によるものでございます。続いて6節プレミアム付商品券事業助成費は、プレミアム付商品券事務費補助金のマイナスの1,032万5,000円によるものでございます。2目民生費国庫補助金、補正額マイナス349万9,000円は、7節児童福祉費補助金、マイナス308万3,000円でございますが、その中では保育対策総合支援事業、マイナスの169万円が主なものでございます。続いて5目土木費国庫補助金、マイナスの8,221万6,000円は8節沖縄北部連携促進特別振興事業費、マイナスの8,221万6,000円でございますが、そちらのほうは村道古宇利一周線道路改築事業、マイナスの8,000万円が主なものでございます。

次、27ページ、15款2項6目教育費国庫補助金、補正額373万9,000円は3節社会教育費補助金の「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業費の計上によるものでございます。

続いて29ページ、16款1項1目民生費県負担金、補正額558万4,000円は、2節身体障害者福祉費負担金のそのうち障害福祉サービス費400万円が主なものでございます。

続いて30ページ、16款2項1目総務費県補助金、補正額778万8,000円は、2節沖縄振興交付金事業補助

金の778万8,000円の計上によるものでございます。続いて4目農林水産業費県補助金、補正額マイナス2,960万円は、1節農業費補助金の災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業、マイナスの1,447万9,000円が主なものでございます。

次のページの9節沖縄振興特別推進交付金は、その減額の1,125万9,000円は、新規就農一貫支援事業、マイナスの775万8,000円が主なものでございます。同じページ、7目土木費県補助金、補正額504万7,000円は1節沖縄振興公共投資交付金の504万7,000円によるものでございます。

35ページになります。18款1項1目一般寄附金、補正額1億6,867万5,000円は、1節寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の1億6,752万5,000円が主なものでございます。

36ページをお願いします。19款1項1目繰入金、補正額マイナスの581万5,000円は、1節繰入金の今帰仁村入学準備金貸付基金のマイナス300万円が主なものでございます。

続いて40ページをお願いします。21款5項3目民生費受託事業収入、補正額マイナスの670万1,000円は、1節地域支援事業の包括的支援事業、任意事業費のマイナス473万1,000円が主なものでございます。

41ページ、22款1項1目総務債、補正額マイナスの1,520万円は、1節総務債の沖縄振興特別推進交付金事業のマイナスの1,520万円の計上によるものでございます。4目土木債、補正額マイナスの2,070万円は、1節道路橋梁債の村道古宇利一周線道路改築事業の1,800万円のマイナスによるものでございます。それから9目商工債、補正額780万円は、2節観光振興債、本部半島・伊江島エリア観光促進事業の780万円によるものでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後0時20分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後0時21分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時32分)

午前に引き続き、議案第10号 令和元年度今帰仁村一般会計第10回補正予算についての歳出から再開いたします。田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 令和元年度第10回補正の歳出のほうの説明に入ります。

44ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費にあたります補正額はマイナスの1,154万4,000円、44ページの13節委託料、マイナスの1,014万2,000円は、次のページにあります今帰仁村コミュニティバス導入事業のマイナス598万4,000円の計上とその下の今帰仁村移住・定住促進事業336万1,000円の減額が主なものでございます。次、19節負担金、補助及び交付金の651万7,000円の計上につきましては、次のページになりまして地域間幹線系確保維持費補助金638万円が主なものでございます。続いて4目財産管理費、補正額2億2,845万3,000円は、25節積立金の今帰仁村給付型奨学金基金で830万円、それと財政調整基金から3,906万2,000円、それと今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金1億6,752万5,000円、それと下の項目で福祉基金の1,000万円が主なものでございます。

次、47ページのこちらのほうは企画費になります。補正額がマイナスの1,902万2,000円でございますが、12節役務費のマイナス963万6,000円はふるさと納税推進事業のマイナス950万円の計上が主なものでございます。続いて13節委託料、マイナス705万9,000円はプレミアム付商品券事業事務費の金額は次のページ

になります。マイナスの865万9,000円とふるさと納税推進事業の560万円の計上、それと土地所有権確認等請求弁護士委託料、マイナスの400万円が主なものでございます。同じページの9目電子計算費、補正額マイナスの554万5,000円は、14節使用料及び賃借料の電気機器賃借料のマイナス424万5,000円によるものでございます。

続いて56ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、補正額3,914万6,000円は、28節繰出金4,006万5,000円ですが、そちらのほうは国保財源安定化支援事業で520万円、その他繰出金（国保特会赤字補填）で3,480万円が主なものでございます。

続いて58ページをお願いします。こちらのほうは前のページにあります4目の身体障害者福祉費になります。補正額が2,000万1,000円です。そちらのほうの説明としましては、20節扶助費の2,049万8,000円の計上でございますが、58ページの説明で障害福祉サービス費で1,600万円の計上と育成医療給付費で439万3,000円が主なものでございます。

続いて60ページをお願いします。3款2項2目児童措置費、補正額マイナスの905万9,000円は、20節扶助費マイナス906万2,000円の計上でございますが、そちらのほうは説明の中ほどにあります児童手当（非被用者3歳以上小学校修了前）のマイナス334万5,000円が主なものでございます。

次、61ページ、3目保育所費、補正額マイナス846万7,000円は、2節給料の一般職給マイナスの414万円が主なものでございます。

続いて62ページをお願いします。5目保育運営事業、補正額は227万円でございますが、13節委託料におきまして750万円、そちらのほうは子どものための教育・保育給付費負担金の750万円とそれと次のページの19節負担金、補助及び交付金のマイナス528万1,000円の計上でございますが、その説明の中では子ども・子育て支援交付金の316万9,000円の減額が主なものでございます。

続いて65ページをお願いします。4款1項3目母子保健衛生費、補正額212万7,000円の補正額でございますが、13節委託料におきまして339万円、そちらのほうは乳幼児及び児童生徒予防接種委託の400万円の計上が主なものでございます。

続いて66ページをお願いします。4款1項6目水道事業費2,000万円の計上は、28節繰出金、水道事業繰出金で2,000万円によるものでございます。

次、68ページをお願いします。4款2項1目清掃総務費、補正額651万9,000円は、19節負担金、補助及び交付金の清掃組合負担金の651万9,000円によるものでございます。

次、70ページをお願いします。6款1項3目農業振興費になります。補正額はマイナス2,782万5,000円です。15節工事請負費のマイナスの1,991万円は、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業の計上によるものでございます。続いて19節負担金、補助及び交付金のマイナス732万5,000円は、一番下の段にあります。新規就農一貫支援事業、マイナスの478万2,000円が主なものでございます。

続いて73ページをお願いします。6款3項2目水産業振興費、補正額マイナス303万円は、13節委託料の水産環境整備事業303万円の減額によるものでございます。

続いて77ページをお願いします。8款2項3目道路新設改良費、補正額はマイナスの1億278万6,000円は、13節委託料の村道古宇利一周線道路改築事業の3,462万8,000円の減額と15節工事請負費において、同

じ事業でございますがマイナス4,170万3,000円、17節公有財産購入費も同事業でございますが、マイナスの2,350万円によるものが主なものでございます。

続いて82ページをお願いします。8款5項2目住宅建設費、補正額マイナス491万6,000円は、17節公有財産購入費の415万5,000円の減額でございますが、湧川第2団地新築事業が主なものでございます。

それと次のページ、83ページ、9款1項1目常備消防費、補正額659万6,000円は、19節負担金、補助及び交付金の消防組合負担金659万6,000円によるものでございます。

次に85ページをお願いします。10款1項2目事務局費になります。そちらの目の補正額はマイナスの214万3,000円でございますが、85ページの21節貸付金マイナス300万円、今帰仁村入学準備金貸付事業マイナスの300万円の計上が主なものでございます。

次に92ページをお願いします。10款5項6目グスク交流センター等費、補正額505万6,000円は13節委託料の「やんばるの歴史・文化」関連施設整備事業491万7,000円が主なものでございます。以上で、歳入歳出で増減のうち300万円以上の説明といたします。

○ 座間味 薫 議長 日程第16. 「議案第11号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第11号

令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,677万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		344,248	△41,614	302,634
	1 国民健康保険税	344,248	△41,614	302,634
5 国庫支出金		1,356	△65	1,291
	1 国庫補助金	1,356	△65	1,291
10 繰入金		174,982	40,065	215,047
	1 他会計繰入金	174,980	40,065	215,045
歳入合計		1,778,388	△1,614	1,776,774

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		33,420	0	33,420
	1 総務管理費	31,940	0	31,940
3 国民健康保険事業費納付金		398,040	0	398,040
	1 医療費給付分	284,032	0	284,032
6 保健事業費		29,626	△714	28,912
	1 保健事業費	16,457	△130	16,327
	2 特定健康診査等事業費	13,169	△584	12,585
8 公債費		1,000	△900	100
	1 公債費	1,000	△900	100
歳出合計		1,778,388	△1,614	1,776,774

なお、総括につきましては、担当課長より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算の詳細について、ご説明いたします。

今回、歳入・歳出それぞれ161万4,000円の減額補正となっております。目について、300万円以上の増減額の説明とさせていただきます。

5ページの歳入をご覧ください。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額3億4,261万9,000円、補正額マイナス4,161万4,000円、計で3億100万5,000円。1節医療給付費分現年課税分、マイナス2,729万5,000円。2節後期高齢者支援金分現年課税分、マイナス1,111万1,000円。3節介護納付金分現年課税分、マイナスの320万8,000円となっております。

次の7ページをご覧ください。10款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金、補正前の額1億7,498万円、補正額4,006万5,000円、計で2億1,504万5,000円。節の主なものといたしましては、5節財政安定化支援事業繰入金520万円。6節その他一般会計繰入金の3,480万円となっております。目の300万円以上の増減額の補正の詳細については、以上のとおりでございます。

○ 座間味 薫 議長 日程第17. 「議案第12号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第12号

令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,612万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		38,690	398	39,088
	1 一般会計繰入金	38,690	398	39,088
歳入合計		95,726	398	96,124

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		92,679	206	92,885
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	92,679	206	92,885
4 諸支出金		55	192	247
	1 償還金及び還付加算金	54	192	246
歳出合計		95,726	398	96,124

以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第18. 「議案第13号 令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

議案第13号

令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

令和2年3月9日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治樹

詳細については担当課長が説明を行います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 では、これより令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算の詳細について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

令和元年度 今帰仁村水道事業会計補正予算 (第2号)

(総則)

第1条 令和元年度水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	373,986千円	20,000千円	393,986千円
第2項 営業外収益	149,320千円	20,000千円	169,320千円
	支	出	
第1款 事業費	408,686千円	1,450千円	410,136千円
第1項 営業費用	370,722千円	1,450千円	372,172千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額87,092千円は過年度分損益勘定留保資金47,307千円と当年度分損益勘定留保資金39,785千円で補てんするものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	349,220千円	△4,780千円	344,440千円
第1項 建設改良費	106,219千円	△4,780千円	101,439千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
189,000千円	20,000千円	209,000千円

令和2年3月9日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治樹

予算に関する説明書以降は添付しておりますので、お目通しください。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第19. 「報告第2号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について」を議題とします。

本件について、提出者の報告を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

報告第2号

令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を議会へ提出し報告します。

令和2年3月9日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

なお、令和2年度事業計画書を添付しておりますので、お目通しください。以上。

○ 座間味 薫 議長 日程第20. 「予算審査特別委員会の設置・付託」についてをお諮りします。

「議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について」、「議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、「議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第6号 令和2年度今帰仁村一般会計予算について」、「議案第7号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、「議案第8号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第9号 令和2年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、質疑については、予算審査特別委員会で行うこととして省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって質疑については、予算審査特別委員会で行うこととして省略いたします。

これより予算審査特別委員会の委員長の互選をしていただきます。

○ 座間味 薫 議長 しばらく休憩します。

（休憩時刻 午後2時03分）

○ 座間味 薫 議長 再開します。

（再開時刻 午後2時11分）

これから、諸般の報告を行います。

休憩中に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に

まいりましたので報告いたします。

委員長に島袋 誠議員、副委員長に玉城みちよ議員、以上のおり互選された旨の報告がありました。
これで諸般の報告を終わります。

日程第21. 「現場踏査」についてを議題とします。

お手元に配りました日程のおり、本日は現場踏査を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって現場踏査を行うことに決定しました。

なお、現場踏査は散会後に行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後 2 時12分)